

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 検 査 要 領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び
船体艤装

鋼船規則 CS 編
鋼船規則検査要領 CS 編

2013 年 第 1 回 一部改正
2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 5 月 30 日 規則 第 35 号／達 第 23 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 3 月 4 日 理事会 承認

2013 年 5 月 30 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

鋼 船 規 則

規
則

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艤装

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 5 月 30 日 規則 第 35 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 3 月 4 日 理事会 承認

2013 年 5 月 30 日 国土交通大臣 認可

2013 年 5 月 30 日 規則 第 35 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

改正その 1

13 章 水密隔壁

13.3 水密戸

13.3.7 動力源の確保

-3.を次のとおり改める。

- 1. 13.3.4 から 13.3.6 で要求される遠隔閉鎖装置，表示装置及び警報装置については，主電源が喪失した場合でも機能し得るものとしなければならない。
- 2. 前-1.の装置のための電気設備は，本会が適当と認める防水措置が施されている場合を除き，乾舷甲板下に設けてはならない。
- 3. 前-1.の装置のためのケーブルは，H 編 2.9.11-~~32~~の規定に適合するものでなければならない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は，2013 年 5 月 30 日から施行する。

24 章 タンカー

24.9 構造詳細

24.9.4 として次の 1 条を加える。

24.9.4 独立型方形タンクの支持構造

独立型方形タンクの支持構造の配置及び寸法は、本会の適当と認めるところによる。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2013 年 11 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

CS 編

小型鋼船の船体構造及び船体艀装

要
領

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 5 月 30 日 達 第 23 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 5 月 30 日 達 第 23 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艀装

付録 1 検査要領 C 編の準用

表 CS を次のように改める。

表 CS 検査要領対応表

規則 CS 編	検査要領 C 編	規則 CS 編	検査要領 C 編	規則 CS 編	検査要領 C 編
1.1.3	C1.1.3[注 1]	14.1.3	C14.1.3	21.1.3	C23.1.3[注 18]
1.3.1	C1.1.7 C1.1.11 及び C1.1.12	14.2.3	C14.2.3	21.2.1	C23.2.1[注 19]
		15.1.1	C15.1.1	21.2.2	C23.2.2[注 20]
		15.2.1	C15.2.1	21.2.3	C23.2.3
2.1.1	C2.1.1	15.2.3	C15.2.3	21.3	C23.3
2.2.2	C2.2.2	15.3	C15.4.1-2.	21.4	C23.4[注 21]
2.2.3	C2.2.3	16.3.3	C16.3.3	21.5.1	C23.5.1
2.2.4	C2.2.4	16.4.4	C16.4.4	21.5.3	C23.5.3[注 22]
3 章	C3	16.5.3	C16.6.1	21.5.7	C23.5.7[注 23]
4 章	C4	16.6.1	C16.7.1	21.6.5	C23.6.5[注 24]
5 章	C5	16.6.2	C16.7.2	21.6.7	C23.6.7[注 25]
6.1.1	C6.1.1-1.及び-2.	17.1.1-1	C10.2.1[注 7]	21.7.1	C23.7.1[注 26]
6.6.2-1	C6.4.3-2.	17.2.1	C17.1.1	21.7.2	C23.7.2
6.7.1	C6.5.1-1.及び-4.	17.2.2	C17.1.2	21.8.1	C23.8.1[注 27]
6.9	C6.8	17.2.4	C17.1.4[注 8]	21.9.1	C23.9.1[注 28]
7.5.2	C7.6.2[注 2]	17.2.5	C17.1.5	22.2.1	C24.2.1
7.5.3	C7.6.3[注 3]	17.3.2	C17.2.2	22.4.1	C25.2.1[注 29]
8.3	C7.5.3	17.3.4	C17.2.4	22.4.2	C25.2.2
9.1.2	C9.1.2[注 4]	17.3.5	C17.2.5	22.4.3	C25.2.3[注 30]
9.1.3	C9.1.3	17.4.1	C17.3.1	23.1.2	C27.1.2
10.1.2	C10.1.2	17.4.5	C17.3.5	23.1.5	C27.1.5
10.2.3	C10.3.3[注 5]	18 章	C18	23.1.6	C27.1.6
10.3.2	C10.4.2	19.2.4	C20.2.4[注 9]	23.2	C27.2
10.7.1	C10.9.1	19.2.5	C20.2.5[注 10]	24.1.1	C29.1.1[注 31] [注 32]
11.1.2	C11.1.2	19.2.6	C20.2.6[注 11]		
11.2.1	C11.2.1	19.2.10	C20.2.10[注 12]	24.1.2	C29.1.2[注 33]
12.1.3	C12.1.3	19.2.12	C20.2.12[注 13]	24.3.2	C29.4.2
12.1.4	C12.1.4	19.2.13	C20.2.13[注 14]	24.9.4	C29.7.4[注 34]
12.2.1	C12.2.1[注 6]	19.3.5	C20.3.5[注 15]	24.11.5	C29.12.4
13.1.1	C13.1.1	19.4.2	C20.4.2	25.1.2	C34.1.2[注 34] 35
13.1.4	C13.1.4	20.2.2	C21.2.2	26 章	C35
13.2.3	C13.2.3	21.1.1	C23.1.1[注 16]		
13.3	C13.3	21.1.2	C23.1.2[注 17]		

注

(省略)

[注 34] C29.7.4 中，規則 C 編 29.7.4 は規則 CS 編 24.9.4 と読替える。

[注 ~~34~~35] C34.1.2 中，規則 C 編 34.1.2-1.は規則 CS 編 25.1.2-1.と読替える。

附 則

1. この達は，2013 年 11 月 30 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。